

# JIS

## 自動車部品一 非鉱油系液圧ブレーキホースアSEMBリ

JIS D 2601 : 2006

(JSAE/JSA)

平成 18 年 2 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 自動車技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	土 屋 孝 夫	社団法人自動車技術会
(委員)	角 村 浩	国民生活センター
	加 藤 幹 夫	株式会社本田技術研究所
	川 嶋 弘 尚	慶應義塾大学
	小 林 行 雄	社団法人日本自動車連盟
	斉 藤 敬 三	独立行政法人産業技術総合研究所
	佐々木 要 助	株式会社曙ブレーキ中央技術研究所
	島 田 豊 彦	社団法人日本自動車部品工業会
	関 口 久 男	社団法人日本自動車整備振興会連合会
	鷹 薮 豊 二	社団法人全日本トラック協会
	戸 澤 秀 実	国土交通省
	平 松 金 雄	財団法人日本自動車研究所
	八 谷 道 紀	日産自動車株式会社
	水 野 慶 之	財団法人日本自動車輸送技術協会
	横 山 文 則	トヨタ自動車株式会社
	和 田 政 信	日本自動車輸入組合

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 35.3.1 改正：平成 18.2.20

官 報 公 示：平成 18.2.20

原 案 作 成 者：社団法人自動車技術会

(〒102-0076 東京都千代田区五番町 10-2 五番町センタービル TEL 03-3262-8211)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：自動車技術専門委員会 (委員長 土屋 孝夫)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人自動車技術会(JSAE)／財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS D 2601:1998** は改正され、この規格に置き換えられる。

今回の改正では、**JIS D 2601:1998** における **ISO 3996:1995**, Road vehicles – Brake hose assemblies for hydraulic braking systems used with non-petroleum-base brake fluid との未整合部分の一部を見直して採用を行った。

改正に当たっては、日本工業規格と国際規格との対比、国際規格に一致した日本工業規格の作成及び日本工業規格を基礎にした国際規格原案の提案を容易にするために、**ISO 3996:1995** (Road vehicles – Brake hose assemblies for hydraulic braking systems used with non-petroleum-base brake fluid) を基礎として用いた。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任をもたない。

**JIS D 2601** には、次に示す附属書がある。

附属書 (参考) **JIS** と対応する国際規格との対比表

## 目 次

	ページ
序文.....	1
1. 適用範囲.....	1
2. 引用規格.....	1
3. 定義.....	2
4. 構造.....	2
4.1 ホース.....	2
4.2 ホースアセンブリ.....	2
5. 性能試験項目.....	2
6. 試験.....	3
6.1 試験条件.....	3
6.2 耐圧試験.....	3
6.3 内径収縮試験.....	4
6.4 膨張試験.....	4
6.5 破裂試験.....	6
6.6 ブレーキ液適合性.....	7
6.7 ホイップ試験.....	8
6.8 引張試験.....	9
6.9 吸水試験.....	10
6.10 低温曲げ試験.....	10
6.11 動的オゾン劣化試験.....	10
6.12 ホットインパルス試験.....	11
6.13 塩水噴霧試験.....	12
7. 表示.....	13
附属書（参考）JIS と対応する国際規格との対比表.....	14
解 説.....	18

# 自動車部品－ 非鉱油系液圧ブレーキホースアセンブリ

## Automotive parts－Brake hose assemblies for hydraulic braking systems used with non-petroleum-base brake fluid

**序文** この規格は、1995年に第3版として発行された **ISO 3996**, Road vehicles－Brake hose assemblies for hydraulic braking systems used with non-petroleum-base brake fluid を翻訳し、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。対応国際規格に規定されている **ISO** 適合認証番号及び記号の表示は実施例がないことから不採用としている。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、原国際規格にはない事項である。

**1. 適用範囲** この規格は、自動車の液圧ブレーキ装置に使用する液圧ブレーキホースアセンブリの要求性能、試験方法及び表示について規定する。

そのブレーキホースアセンブリは、補強層及び合成ゴムから構成されたホースに金属製継手金具をアセンブリしたもので、**JIS K 2233** に規定する非鉱油系ブレーキ液を使用するものに適用する。

**備考** この規格の対応国際規格を、次に示す。

なお、対応の程度を表す記号は、**ISO/IEC Guide 21** に基づき、IDT（一致している）、MOD（修正している）、NEQ（同等でない）とする。

**ISO 3996:1995**, Road vehicles－Brake hose assemblies for hydraulic braking systems used with non-petroleum-base brake fluid (MOD)

**2. 引用規格** 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS B 7507** ノギス

**JIS B 7721** 引張・圧縮試験機－力計測系の校正・検証方法

**備考** **ISO 7500-1:1999** Metallic materials－Verification of static uniaxial testing machines－Part 1 : Tension/compression testing machines－Verification and calibration of the force measuring system からの引用事項は、この規格の該当事項と同等である。

**JIS K 2233** 自動車用非鉱油系ブレーキ液

**備考** **ISO 4925:1978** Road vehicles－Non-petroleum base brake fluid からの引用事項は、この規格の該当事項と同等である。

**JIS Z 2371** 塩水噴霧試験方法

**備考** **ISO 9227:1990** Corrosion tests in artificial atmospheres－Salt spray tests からの引用事項は、この規格の該当事項と同等である。